

1. 件名：島根原子力発電所2号炉の地震等に係る新規制基準適合性審査
(特定重大事故等対処施設)に関する事業者ヒアリング(4)

2. 日時：令和4年12月22日(木) 16:00~17:55

3. 場所：原子力規制庁内会議室

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 地震・津波審査部門	5名
中国電力株式会社 電源事業本部	5名

5. 要旨

中国電力株式会社(以下「中国電力」という。)から、平成28年7月4日に申請のあった島根原子力発電所2号炉の設置変更許可申請(特定重大事故等対処施設)のうち、令和4年2月28日の設置変更許可申請の補正に関して、提出資料に基づき敷地の地形、地質・地質構造の説明があった。

これに対し、原子力規制庁は、2号炉設置変更許可(令和3年9月)からの追加内容等について事実確認を行った。

中国電力から、事実確認を踏まえて対応する旨の回答があった。

6. 提出資料^{※1}

<本年12月8日提出済>

- ・島根原子力発電所2号炉 特定重大事故等対処施設設置位置付近の地盤(敷地の地形、地質・地質構造)
- ・島根原子力発電所2号炉 特定重大事故等対処施設設置位置付近の地盤(敷地の地形、地質・地質構造)(ボーリング柱状図・コア写真集)

※1 提出資料は、行政機関の保有する公開に関する法律第5条に定める不開示情報を含むため、平成27年1月14日原子力規制委員会「特定重大事故等対処施設に関する審査の取扱いについて」を踏まえ、非公開とします。